

消防参第 72 号  
消防消第 118 号  
令和 3 年 3 月 19 日

都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁国民保護・防災部参事官  
消防庁消防・救急課長  
( 公 印 省 略 )

### 山岳救助訓練等における安全管理の徹底について

標記の件について、令和 3 年 3 月 18 日に新潟県内の消防本部において、山岳救助訓練中に消防職員が滑落し、同年 3 月 19 日に死亡するという極めて憂慮すべき事故が発生しました。

訓練時の安全管理の全般については、「警防活動時等における安全管理マニュアル」及び「訓練時における安全管理マニュアル」の一部改正について（平成 28 年 3 月 31 日消防消第 63 号）等を発出し、訓練時の安全管理体制や訓練時における安全管理マニュアルの再徹底等についてお願いしてきたところです。

今回の事故の詳細については管轄消防本部において調査中ですが、貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、訓練時における安全管理をより一層徹底するとともに、山岳救助を始めとする救助活動及び訓練中における事故防止に万全を期するようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

【参考】消防庁「訓練時における安全管理マニュアル」  
[https://internal.fdma.go.jp/hiyarihatto/juyo/h2803\\_safety\\_management\\_manual\\_in\\_training.pdf](https://internal.fdma.go.jp/hiyarihatto/juyo/h2803_safety_management_manual_in_training.pdf)

【参考】消防庁「御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書」  
[http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h27/ontake/04/houkokusyo.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/ontake/04/houkokusyo.pdf)

消防庁 国民保護・防災部参事官付  
担当：福島係長、胡事務官  
電話：03-5253-7507 FAX：03-5253-7576  
E-mail：[fdma.kyuujo@soumu.go.jp](mailto:fdma.kyuujo@soumu.go.jp)

消防庁 消防・救急課  
担当：永峯係長、佐井事務官  
電話：03-5253-7522 FAX：03-5253-7532  
E-mail：[shokuin@soumu.go.jp](mailto:shokuin@soumu.go.jp)